

# 経 済 産 業 省

平成 16-03-11 原院第 10 号  
平成 16 年 3 月 31 日

ガス事業法施行規則第 21 条及び第 29 条に規定する熱量、燃焼性の測定場所及び成分の検査場所に係る運用について

経済産業省原子力安全・保安院

(NISA-243b-03-4)

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、ガス事業法施行規則、ガス工作物の技術上の基準を定める省令及びガス事業法関係告示の運用について（平成 7 年 2 月 28 日付け 7 公ガ保第 2 号）の別記 2 を廃止し、ガス事業法施行規則第 21 条及び第 29 条に規定する熱量、燃焼性の測定及び成分の検査（以下「検査等」という。）を行う場所に関する運用を、下記のとおり定める。

## 記

1. ガス事業者においてガスの成分に変更を加える場合、検査等を行う場所は、当該ガス事業者の事業場においてガスの成分に変更を加えた場所から当該事業場の出口までとする。
2. ガス事業者においてガスの成分に変更を加えない場合、検査等を行う場所は、次の各号に定める場所とする。
  - (1) 当該ガス事業者が自らの事業場から既に検査等を行った供給ガスを受け入れる場合においては、当該検査等が行われた場所とする。
  - (2) 他の者からガスの供給を導管により受け入れ自らの供給所等に送出する場合においては、当該他の者からガスの供給を導管により受け入れた場所からガスの供給

を行う当該供給所等の出口までの場所とする。

(3) ガスの供給の事業を行う当該ガス事業者以外の者からガスの供給を導管により受け入れる場合においては、当該者の事業場を検査等の指定場所として申請できるものとする。